

明治十二年のコレラ流行と神奈川県

——「地方衛生会」設置問題を中心に——

市川智生

はじめに

明治時代の日本において度重なる流行が発生し（明治十・十二・十五・十九・二十三年）多くの犠牲者を出したコレラは、厄災という側面の一方で「衛生行政の発達を促した」ということが従来よく指摘されてきた⁽¹⁾。具体的には地方での防疫センターの役割を担った府県の「経験」が中央政府へと反映されることによって法整備・機構の整備が進められたのである。国内の伝染病対策の大枠は政府による法令で定められていたわけであるが⁽²⁾、地域の実情を反映して具体的な防疫方法を施行する主体は、

地方長官ハ其管内ニ虎列刺病アルノ報知ヲ得ル時ハ先ツ其流行地方ニ予防法ヲ諭告シ其病性ノ真偽ト緩劇トヲ詳ニシ速ニ之ヲ内務省ニ申報シ且管内一般及近隣ノ地方庁兵営等ニ報告スヘシ⁽³⁾

という条文に明確に述べられているように府県知事（府県行政）であった。ところが、この府県行政が政府の法令を受けて具体的にどのような行動をとったのかという事例の分析は、従来の研究動向から必ずしも十分明らかにされているとはいえない⁽⁴⁾。このことは中央政府（内務省衛生局・中央衛生会）の政策が府県レベル、さらには郡・町村レベルではどのように実行されていたのかということと、逆に考えた場合冒頭に述べた「経験」を伝達する回路が未だ不透明であることを示していると言えるだろう。

筆者は神奈川県を事例として「衛生行政」の実態を検討している。該県を扱う理由としては、まず第一に地理的要因がある。伝染病の流入経路上、神奈川県は東海道（陸路）、また港（海路）の両方を内包する要地であったという見方が可能である。さらに横浜新橋間で鉄道が開業（明治五年）してからは首都東京に直結する利便性ととともに、陸路または海路から神奈川県に流入した病気が直ちに東京

へも伝播する危険性があるということをも意味していた。第二に幕末の開港以来急速に都市化が進む横浜中心部とそれ以外の地域では人口・職業・生活スタイルなどにおいて大きな差異があった。大雑把に言えば都市部と農村部の差異ということになるが、このことが「衛生行政」にどのように反映されたのかを考察する必要がある。第三に外国人居留地の存在がある。一般に外国人居留地は西洋文化の窓口という見方をされることが多いが、条約改正を推進せんとする当時の日本における居留地は国内にある「外国への窓口」として重要であった。そこで「衛生行政」がどのように配慮されるのかということとは「文明国」であることと密接なつながりを持っていたのではないだろうか。また在浜の外国人医師の動向が県のコレラ対策に与えた影響力は決定的に大きなものでもあった。

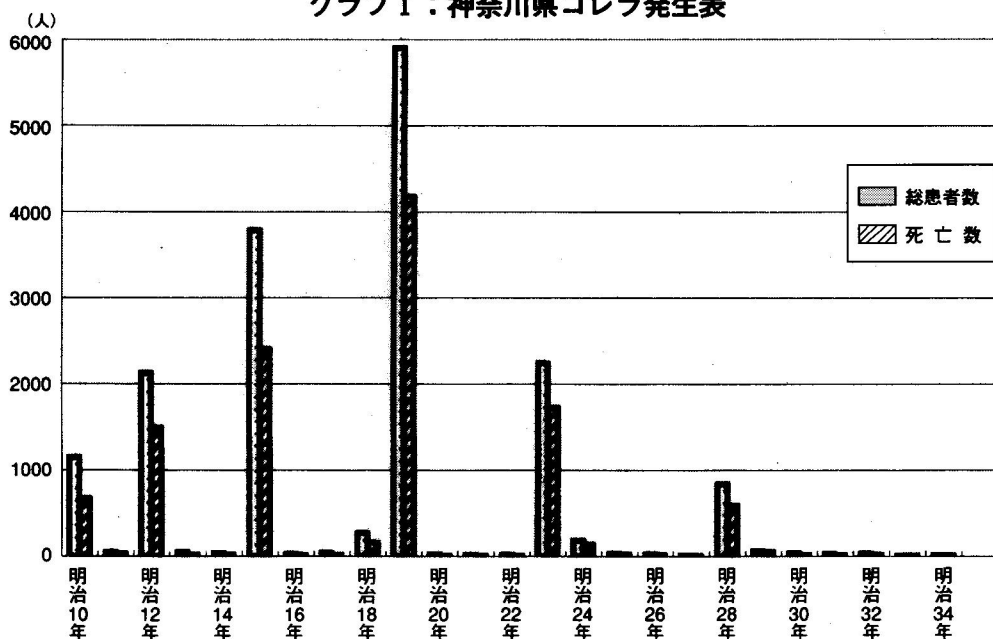
明治十二年夏の全国的なコレラ流行は、その事前にあつて「海港虎列刺病伝染予防規則」「虎列刺病予防規則」などにわかにその対策がとられ、終息後にあつてはその経験が「伝染病予防規則」「府県衛生課事務条項」「地方衛生会規則」「町村衛生委員制度」などの広範な法整備・機構整備を生み出すなど日本の「衛生行政」拡充期に大きな意味を持つ⁽⁵⁾。神奈川県に関してはグラフィに示されるように十九年、十五年、二十三年に次いで四番目の規模の流行であるが、県の行政に及ぼした影響は非常に大きなものであったと予測が成り立つ。よつて本稿では明治十二年の神奈川県におけるコレラ流行と防疫対策を対象として論を提示したい。

なお本稿では史料を引用する際に旧字体を新字体に、カタカナをひらがなに改めた箇所がある。また対象時期が明治に限られているので元号を省略した場合がある。

太政官布告、内務省達、神奈川県達の出典はそれぞれ「明治十二年虎列刺病流行紀事」（学習院大学図書館蔵）、「内務省達 明治十

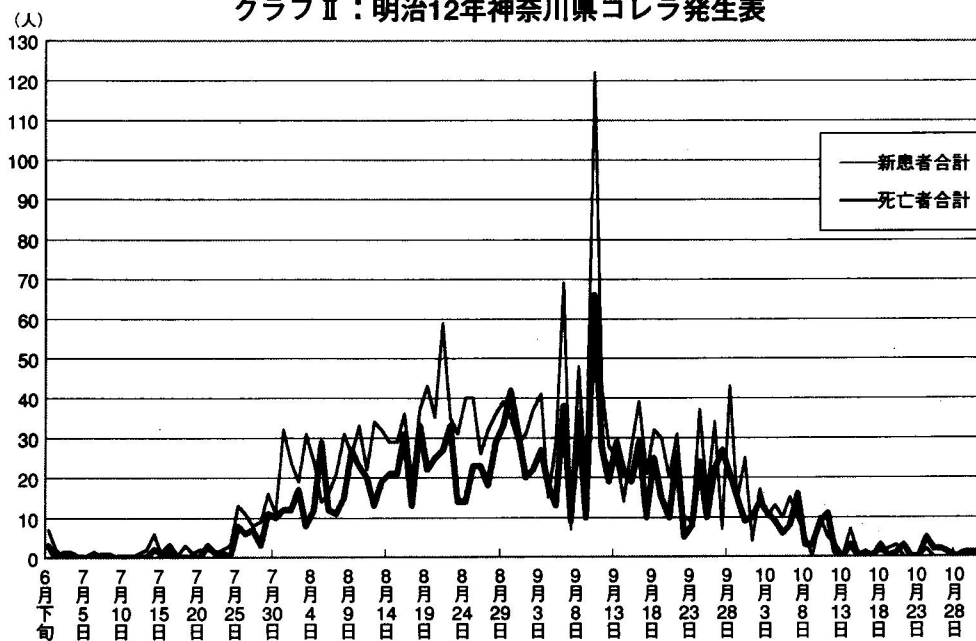
二年」・「同十三年」(総務省統計センター内統計図書館蔵)、「神奈川県誌 明治十二年」(横浜開港資料館蔵)を使用した。

グラフ I : 神奈川県コレラ発生表



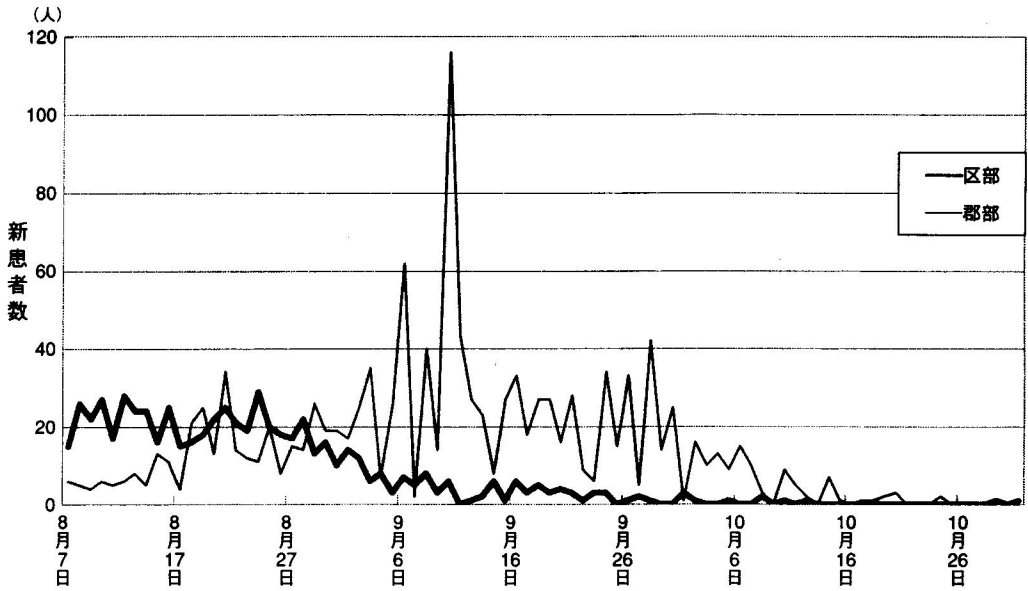
出典：『衛生局第一第二報告』、『衛生局第三次年報』～『同第九次年報』、『衛生局年報』明治十七年七月～三十四年より作成。

グラフ II : 明治12年神奈川県コレラ発生表



出典：『横浜毎日新聞』掲載の「本県下虎列刺病患者表」(十二年八月九日)及び同紙掲載の「虎列刺病日表」(同年八月二十八日分までは神奈川県衛生課、それ以降は神奈川県検疫局作成)より作成。

グラフⅢ：明治12年神奈川県コレラ患者発生表（区部・郡部）



出典：典拠数値はグラフⅡのものと同じ。但し注7も参照のこと。

一 明治十二年コレラ流行と対策制度

(一) 神奈川県における流行の概要

明治十二年三月愛媛県に発生したコレラは、全国で患者総数十六万二六三七七人、死亡者十万五千七百八十六人を出し十二月二十七日大阪をもって消滅したと記録されている（但し陸海軍軍人を含む）。全国レベルで患者数の最多時期は八月中旬であった。流行経路としては愛媛・大分の病毒が中国・九州地方へ、さらに神戸・下関・長崎・横浜など航路が通じるころへと船舶を媒介として広がったことが判明している（6）。

神奈川県は患者の初発が六月十八日、終息は十一月二十九日で類似症を含む患者数は二千二百二十人（うち全癒者六百二十七人、死亡者千四百九十三人）である。「明治十二年虎列刺病流行紀事附録」（以下単に「十二年紀事附録」と略記）「神奈川県」には「伝染の緩急」として、

初発六月十八日より日数三四日間に僅かに一人に伝染するのみなりしが二十二日より七月十二日に至る三週間は十四人の新患者を発生し十三日より二十六日に至る二週間には稍々伝染の兆ありて五十六人の新患者を発生す。爾来病勢漸く進みて毎週百乃至二百余の新患者を発生し三十一日（八月―筆者注）より九月六日に至る一週間は病勢最も熾にして三百三十人の新患者あるに至り七日より二十七日に至る三週間には毎週百乃至二百の新患者を発生し、爾後日を逐ひて減少し十月十九日頃に至りては一週間僅に一乃至二三の新患者あるのみにして十一月二十九日余燼全消滅す。

と流行の様子を伝えている（グラフⅡを参照）。ここからは七月後半から九月にかけて県下の流行が一樣に激しかったかのようであるが、事態はそう単純ではなかった。グラフⅢは「横浜毎日新聞」（以下「横毎」と略記）に掲載された「虎列刺病日表」のうち横浜区と郡部が区別されて患者の発生数・死亡数を伝え始めた八月八日から流行終息までの患者発生数を表したものである（7）。ここから

は八月下旬に横浜区内の流行はすでに終息へと向かい、逆に郡部においてはこの時期から急激に患者増発へと向かっていることがわかる。結果として患者数は区部八百十二人、郡部千三百八人であるが(8)、この時期にもっとも近いと思われる人口統計(9)をみると、横浜区は四万五千五百五十六人、郡部の合計は七十一万五千九百六六人に対する発生であるから患者発生率(千分比)はそれぞれ18%、1.82%となっており、横浜中心部のコレラ発生率が他に比べて非常に大きなものであったことがわかる。県の防疫対策もこの横浜区を主な対象として行われることとなる。

(二) 長浦地方検疫局の設置(海港検疫)

明治十年のコレラ流行後すでに内務省において海港検疫法令が準備・作成されていたが、十二年六月に京阪地方でコレラが発生、全国に蔓延の兆候があるため急遽七月十四日「海港虎列刺病伝染予防規則」(太政官布告第二十八号、以下単に「海港規則」と略記)(10)として令達された(11)。

なおこの「海港規則」の実施方法を審議した会議が元となつて中央衛生会が内務省内に組織されている(12)。七月二十一日に制定された「中央衛生会職制並ニ章程」をみると、

第三条 本会設立ノ目的ハ唯非常ノ場合ニ於テ政府ヲ輔佐スル

ニ在ルヲ以テ定期会合スルニ非ス会長ノ召集ニ応シテ会
合スヘシ

第五条 本会ハ其担当スル事件ニ付キ総テ衛生上ノ事ヲ地方検
疫局ト通信スルヲ任トス(後略)

とあり、当初は検疫事務の施行方法のみを目的とした臨時機関であったことがわかる。これが常設機関として衛生法令の審議・地方衛生行政の監督をするようになるのは、この年のコレラ終息後の十二月、「中央衛生会職制並ニ章程」が改定されて、

第一条 中央衛生会ハ内務卿之ヲ管理シ全国衛生事務ニ関スル
諸件ヲ審議スル所トス

第五条 通常会ハ少ナクモ毎月一回之ヲ開クモノトス(後略)
となつてからのことである(改定審議自体は「本会ヲ恒立トナスヲ
議ス」とある十月下旬頃から始まつていた)。

では実際の検疫実施過程をみてゆくことにしよう。先に述べたよ
うに六月中旬にはすでに県内でコレラ患者が発生していたため、長
浦消毒所開設(六月二十八日・県達丙第二百二十号)、停船期間の
設定(同月二十九日・丙第二百二十一号)、長浦湾避病法取扱条目
の制定(13)(七月四日)、検疫委員の任命(同月五日)など、「海港
規則」の施行以前は神奈川県が主体となつて検疫業務が行われたと
思われる。七月十四日の規則施行後は、

日本政府ニ於テ検疫法ヲ設立スルニ当リ至当ノ教育ヲ受ケ能ク
職任ニ堪ユルヘキ日本亦ハ外国ノ医員政府ノ官員及ヒ相当ノ助
役ヲ以テ地方検疫局ヲ各開港場ニ設置スヘシ(中略) 中央衛生
局ハ(中略) 地方検疫局ニ要用ノ指令ヲ為スヘシ

という規定(第二条)に沿つて十八日に地方検疫局編成法が制定さ
れ「地方検疫局」が長浦に開設された(14)。また二十一日に「海港
規則」が改正されて「検疫停船規則」となつた際、第二条に「総テ
此地方検疫局ハ中央衛生会ノ管轄ニ属スヘシ」という文言が追加さ
れ、この時点で検疫事務が神奈川県から中央衛生会へと移管され
たと言ふことができる(15)。この長浦地方検疫局の構成委員は、

検疫局長官野村靖(神奈川県令)、県大少書記官、小林陸軍軍
医、河野海軍軍医、佐藤海軍軍医、前田海軍軍医補、英医ホイ
レル、独医グッチョ、蘭医ケレル(化学士)、磯貝一等属、
高木七等属、武林七等警部

であつたことがわかっている(16)。「至当ノ教育ヲ受ケ能ク職任ニ
堪ユル」県令・県官吏・外国人医師の他、陸海軍軍医が含まれてい
るのは内外軍艦の検疫を想定してのことと思われる。長浦での検疫
業務自体は今日史料の制約からほとんど明らかにはなつていない
が、「横毎」掲載の関連記事には、

当時長浦に停泊するは高砂玄海の二船にて昨日は玄海丸の乗客

へ消毒法を行われ(後略)

とあるので内国船舶に対してはある程度の検疫が行われたであろうということ、

長浦湾十日間の滞在は随分不平の多き中に頃日或る立派な〇〇殿は十日間の滞在に堪え兼ねたき者と見得怒気忿然として巡査に向ひ斯く永滞留さするなら〇〇〇〇〇〇臣が医師をつれて見舞に来るがよいと出放題を抜かしたる処忽に巡査に一本やり込められたり(後略)⁽¹⁷⁾

という記事にみられるように有病地からの乗船客に対して一律十日間の拘束を強いたことへの不平・不満が大きかったことがわかる程度である。

この年の七月中旬には有名なヘスベリア号事件(以下「ヘ号事件」と略記)が発生している。神戸經由のドイツ船ヘスベリア号が長浦着湾時点で患者が存在しないことや、十四日の「海港規則」施行以前に入港していたため法の遡及適用の非を理由に停船期間を待たずに出港、さらに横浜港で強制上陸したものである。当初「日本政府の避病法を遵奉するとの書付を県に領事が提出」していたため⁽¹⁸⁾日本側の非難は強力なものとなった。この事件の背景には、既に明治七年の万国衛生会議で検疫の際には医師の診断に従って停船の可否を判断することが列国間で確認されていたにも拘わらず日本側が流行地經由の全船舶に対して停船・消毒を主張したこと⁽¹⁹⁾、検疫委員の採用方法及び指揮監督系統の未整備などが指摘されていたことが挙げられる。英国公使パークスは既に寺島外務卿が検疫規則の実施を各国公使に通告した際、これらの事実を指摘して非難、独自の検疫規則を設けて「英国民」に布告していた⁽²⁰⁾。またヘ号事件の場合、「領事医官等は該消毒所及び避病院等を巡視して帰艦」した直後に長浦を出港している⁽²¹⁾ことから、消毒・隔離施設そのものが不備であると認識された可能性が大きい。「ニューヨーク・タイムス」は、

ドイツ船による検疫の突破以来、東京と横浜でコレラが激増し

たのは顕著な事実であり、そのためそれまでは比較的汚染を免れていたこれらの港も、今では正式にコレラ汚染の宣言を受けている⁽²²⁾

と報じている。ヘ号自体がコレラ患者を激増させたかどうかは感染経路の特定が不可能であることからわからないが、事件により検疫体制がゆるんだという可能性はあろう。

八月七日には中央衛生会で長浦停船法の停止、同月十八日には長浦検疫消毒を廃止する決議がそれぞれなされている(二十三日に正式に検疫停船規則の施行が停止)。七月中旬に設置された長浦地方検疫局はわずか一ヶ月足らずでその業務を中止せざるをえなかった。その原因としては、既に神奈川県内陸部でもコレラ患者が発生している状態で始められたため当初から最早「手遅れ」状態であったこと、ヘ号事件・パークスの主張に象徴される様に治外法権・検疫法自体の不備・消毒隔離施設の未整備などにより外国船舶への検疫が行われ難かったという実態が挙げられる。この意味からは明治十二年の海港検疫はその実効性よりもむしろ検疫法の制定・施行とその不備が英・独国によつて指摘されたということに意義があると、いうことが言えるだろう⁽²³⁾。

この年の神奈川県がいつ「虎列刺病流行地」に認定されたのか正確には定かではないが、七月二十九日「横毎」論説が「神奈川県防疫線幾んど敗れたり」と内陸流行の宣言をしていること、八月四日の神奈川県布達甲第四百四十六号で開拓使が東京・横浜を有病の地とみなすところなどから、七月下旬から八月初めには内陸へのコレラ流入が認識されていたと考えることが可能である。八月十九日には長浦地方検疫局が閉局され⁽²⁴⁾、内陸における防疫へと対策が移行していった。

(三) 県庁内地方検疫局の設置

コレラが流行した府県においてその対策(隔離・消毒・交通遮断など)を指示・監督する組織については、海港検疫の場合と異なり

表I.. 明治12年神奈川県地方検疫委員・「地方衛生会」委員一覧

分類	人名	発足時の肩書き	略歴
県令	野村 靖	神奈川県県令	山口県士族。明治9年3月、14年11月神奈川県令。
	河野 通倫	神奈川県少書記官	熊本県士族。明治11年8月に山口県から転任し神奈川県少書記官。野村欠席時に衛生会の代理を勤める。県令の補佐役的存在。
県官吏	磯貝 静蔵	衛生課課長(一等属)	岐阜県士族。租税寮から明治7年神奈川県へ転任。同8年租税課長。同10年1月一等属。
	川井 久徴	一等警部	神奈川県平民。明治元年の県兵時代から一貫して県警察。同10年1月一等警部。
	妻木 狷介	学務課課長	山口県士族。若松県・岩手県を経て明治9年神奈川県へ(学務課)。同11年5月一等属。12年9月衛生課長。
	今西 相一	衛生課勤務(二等属)	静岡県士族。明治8年9月第一大区区长、同11年5月県二等属(衛生課)
郡区吏	島田 豊寛	横浜区書記・区长代理	一八二七、一八〇二。神奈川県平民。ジャーナリスト・政治家。一八七〇年「横浜毎日新聞」初代社長。明治11年11月横浜区書記兼区长代理(12年12月)。14、21年県会議員(横浜区選出)。島田三郎の養父。
町村吏	小野 光景	関内十三カ町戸長	実業家。明治4年父の名主職を継ぎ、第一区一小一区の戸長。明治15年横浜正金銀行頭取、のち横浜商業会議所会頭。
	及川 正八	松影町戸長	神奈川県平民。明治11年11月横浜区書記(12年1月)
	宮島 義信	十全病院勤務・和泉町避病院院長	?、一八一四。越前出身。漢方医だったが洋学を学び、「花柳病患者の恩医」となる。明治6年横浜消毒病院に医員兼通弁薬剤師として参加。明治34年から同病院院長となる。のちに十全医院院長経験あり。
十全医院	島 好篤	十全医院当直医	のちに十全を辞職し、横浜区真砂町で開業。西洋医。
医 師	長島 修吾	十全医院当直医・神奈川県避病院院長心得	県の産婆学校で教師経験あり。西洋医。
	近藤 良薫	十全医院当直医	三河出身。慶応医学講習所出身。明治6年横浜で内科開業。明治11年頃宮島らと横浜医学講習所を設立(自然消滅)。明治26年神奈川県医師会初代会長。
開業医	兵藤 芳矩	「医師」	シモンズの下で十全医院にて修業経験あり。西洋医。
	木下 恂三	「医師」	横浜医学講習所の発足に参加。西洋医か?
	シモンズ	十全医院院長格	Daune B. Simmons 米国人。安政6年(一八五九)来日。明治2年再来日。県立十全医院で看板医者的存在。明治22年三田で没。
外国人医	グッチョ	ドイツ海軍病院医長	Hermann Gutschow ドイツ海軍医。
	ホイレーズ	横浜ゼネラル病院医師	Edwin Wheeler 英国人、横浜ゼネラル病院、明治13年からは十全病院医師。
	ゲレツ	横浜司葉場教師	Antonius Johannes Comdus Geerts 一八四三、一八八三。蘭人、横浜司葉場教師。明治2年来日。長崎医学校で長与専斎と親交。「日本薬局方の父」と称される。明治16年腸チフスで死去。

【神奈川県職員録】(明治12年11月9日調、横浜開港資料館蔵)、植村八郎編【開業医立志篇(横浜部)】(明治23年、同館蔵)、【神奈川県史料】第8巻附録部1、【神奈川県史】別編1人物、「資料御雇外国人」、「幕末・明治の外国人医師たち」より作成。

「虎列刺病予防仮規則」(以下「仮規則」と略記)や、この年の流行に備えて内務省衛生局が消毒・清潔・隔離方法を示した「衛生局報告第十一号」、内務省達などの中では全く規定されていない。そのため各地方ではさまざまな呼称をもった組織がコレラ発生に対応する形で設置された(25)。

神奈川県では八月十日、達甲第五百十号で「検疫局」の設置・検疫委員の選定を指示している。

今般地方検疫委員ヲ選定シ県庁中ニ検疫局ヲ置キ予防検疫之事務該局ニテ取扱候條為心得此旨布達候事

明治十二年八月十日

神奈川県令野村靖

先の長浦のものと同じ「地方検疫局」と呼ばれることもあり紛らわしい。同月十二日の「横毎」には、次の様に記されている。

本県庁に於て地方検疫委員を選定されし其人名は河野少書記官、磯貝一等属、川井一等警部、今西二等属、区長心得島田豊寛、戸長小野光景、及川正八、十全医院長心得兼避病院長宮島義信、十全医院当直医嶋好篤、長島修吾、兵藤芳矩、医師近藤良薫、木下恂三外に当時依頼中ドクトルグツチヨ、トクトルホキレール、ドクトルシモンス、ドクトルゲレッツの数氏と猶ほ此外に検疫掛数十名申し付けられたり

「検疫委員」として挙げられている人物群に関しては表Iにその一覧を掲げた。詳細な検討は次節に譲るとして、ここでは「検疫委員」として選任された人物群が、衛生課長・一等警部など県庁内でのコレラ対策関係の各部署のトップ、横浜中部の区長代理・戸長、県立病院・避病院を中心とした医師、外国人医師(「依頼中」とあるがのちに委員に加わる)など予防・検疫事務を行う上での上層・首脳であることを指摘しておきたい。ところが、「仮規則」に定められた検疫委員の権限をみると、以下の様になっている。

第五条 地方長官は其病性劇悪なるを認定するときは検疫委員を命じ此規則を実施せしむべし

第六条 検疫委員は医師衛生掛警察官吏郡区吏等予防消毒の趣

意を通曉したる適當の人員を撰て之を命ずべし
第十条 検疫委員は避病院の病者全快したる時之に全快の証書を与え退院を許すべし

第十一条 検疫委員は孤独貧困にして看病人を雇う能はざるもの或は家人幼稚老衰にして看護消毒法行届かざるもの或は学舎製造場会社旅店等にありて他に親戚交友の引取人なきもの并に其他狹隘不潔の地に雑居して予防消毒法行届かず病毒の伝播を防ぎ難き明証あるものは避病院に送るべし

但本条の患者に非ざるも入院を請うものは其意に任すべし

第十二条 虎列刺病患者は必ず室を異にし看護人の外家人たりとも妄りに之に近づくべからず、且患者治癒或は死亡の後十分の消毒法を行い検疫委員の許可を得るに非ざれば他人と交通するを許さず

第十三条 虎列刺病患者ある家は其の病名を大書して門名に貼付し不得止事故あるの外他人の出入を謝絶すべし

但本文の病名標は病者治癒或は死亡の後検疫委員の許可を得るに非ざれば決して取除くを得ず

第十八条 虎列刺病者の病室船室夜具衣服及び器具等は患者全快或は死亡の節必ず十分の消毒法を行うべし、然らざれば之を他人に用い又は売買するを許さず、尤も夜具衣服の甚しく汚穢したるものは之を焼棄すべし

但極貧の者には物品により検疫委員に於て之を買上げ焼却すべし、其重大なる物品は内務省に具状して指揮を請うべし

第十九条 虎列刺病者若くは死者を運搬し或は病者若くは屍体に触れたる物品を贈与受用する等の事は検疫委員の許可を得たるにあらざれば行うべからず

第二十三条 虎列刺病流行の際該地方検疫委員は各種の消毒薬を

調整し其価を一定し一般の請求に応ずべし、尤も貧困のものには無代價にて施与することあるべし

このように、主として消毒・患者の避病院送致、交通遮断の実施など現場での処理を行う者が想定されていることがわかる。指揮・監督系統を指しているとは到底思えない⁽²⁶⁾。では「数十名申付けられたり」とある「検疫掛」はどのような人物が任命されたのであるか。現在「神奈川県史料」第八卷（神奈川県立図書館、一九七二年）からは十五名が確認できる⁽²⁷⁾。以下に一例を挙げる。

小沢弥太郎 明治九年官林調査のため神奈川県雇用、日給十五銭

明治十年十月十五日第五課雇、月給七円

明治十二年七月長浦地方検疫局検疫委員、

八月神奈川県検疫掛

八月に設置された「神奈川県地方検疫局」の検疫掛に就いている者は月給十円前後の衛生課・警察官吏で、検疫委員の下で行動した「中堅層」であると言えるであろう。そしてほとんどの検疫掛が「長浦地方検疫局」での検疫委員を経験していることから、長浦から県庁内への検疫局の「移動」後も軍医などを除けば県官吏、外国人医師、そしてこの検疫掛という同じ人物によって防疫が担当されたのである。このことはコレラ対策が海港検疫から内陸での予防へと移行して場所も沿岸の長浦から県庁内に移ったが、予防事務の担い手は同じであったことを示していると言えるであろう。そしてその末端には、

例の如く検疫医員巡査等出張なして其容態を見るに成程コレラに相違なければ（後略）⁽²⁸⁾

という記事が示している通り、現場での消毒・隔離を行う巡査・医員が存在していたのである。

以上をまとめれば、神奈川県の内陸でのコレラ対策においては法令に規定がないため、県庁内に「検疫局」という名称で防疫本部が設置され、そこに本来「仮規則」で検疫委員として規定された者は県令や県官吏などの上層が任命されたが、実態としては検疫

委員の下に検疫掛、更にその下には末端の巡査・医員が位置付けられるという重層構造であった。「仮規則」の文言との齟齬の理由としては、法の内容自体に検疫局に関する規定がないことや防疫担当者の規定が曖昧であることが挙げられよう。

二 「地方衛生会」の成立と活動

(一) 「地方衛生会」の発足

検疫局設置・検疫委員選任を報じた日の「横毎」に「検疫委員諸氏は昨日（八月十一日―筆者注）午後八時より町会所へ会せられたり」とあり、十三日にその会合の様子が報じられている。

一昨日（十一日―筆者注）午後八時より本港町会所樓上に開かれたる地方衛生会は本県令これが会頭となりて内外の検疫委員共に会議され是迄の仕法中（第一）竹柵を接する事に可決し（第二）患者に接する者と雖も十分消毒法を施行すれば他人の交通を許す事に可決の午後十二時解散せられ又昨日も午前十時三十分より開場相成り消毒薬法および消毒法等の事を審議されたり但し昨日開場以後当分隔日午前第十時三十分より開場する事に決しまた委員の職務等も夫々取定められたりといふ⁽²⁹⁾。そしてこの会議の内容がそのまま「第一回神奈川県地方衛生会日誌摘要」として八月十四日から同紙に掲載されている。こちらには「地方衛生会」⁽³⁰⁾の委員氏名が掲載されており、「内外の検疫委員」が前節で述べた県庁内の地方検疫局の検疫委員を指していることがわかる。その後も「横毎」に「地方衛生会日誌摘要」（以下「日誌摘要」と略記）という題名で、また当時横浜居留地で発行されていた英字紙⁽³¹⁾には「Yokohama local board of health」として議事内容の英訳が掲載されてゆく⁽³²⁾。

この「地方衛生会」の目的は「The Japan Weekly Mail」
The object of the Board is to take preventive and
precautionary measures against the further spread of the
epidemic disease now existing in this ken, to superintend and

control the nursing of the sick at the hospitals, and to act this matter in accordance with Notification No. 23 of the Daijokuwan and with Circular No. 33 of the Central Sanitary Office of the Home Department (32)

と極めて明確に述べられているように、コレラの拡散を防止すること、そのために避病院での患者取り扱いを指導し、「仮規則」及び内務省達乙第三十二号(内容は衛生局報告第十一号を布達するもの)に沿った防疫措置を行うこととされている。すなわち「地方衛生会」は県庁の検疫局中に設置された、この年のコレラの予防(隔離・消毒)を指揮監督する中枢組織であったと言うことができる(34)。

次に「地方衛生会」の委員(すなわち明治十二年の検疫委員)がどのような人物によって構成されていたのかを検討してゆきたい。委員の一覧は当時の肩書き・略歴とともに表1に掲げた。

Mr. Nomura Yasushi, Governor of Kanagawa ken, President;
Mr. Kawano, Under-Secretary of the kencho; Mr. Kawai, first class police inspector. To superintend all police matters connected with the Board;

Mr. Isogai, first-class clerk: To superintend all matters regarding finance, notifications, correspondence, &c.

県令野村靖が会議の議長、県少書記官河野通倫は詳しく説明されていないが野村の欠席時に議長を代行するなど県令の補佐的存在として出席していた。また川井久徴一等警部、磯貝静蔵衛生課課長はそれぞれ「地方衛生会」中で警察、財政・令達・通信に関する事柄を指揮監督するとあり、コレラ対策において警察・衛生課という最も重要な役割を担う部署の最高責任者である。

注目したいのは島田豊寛・小野光景・及川正八で、JMMには To carry out matters regarding drainage, disinfection, and other preventive measures in the native town;

とあり、衛生の専門家としてではなく予防措置を実行する地域の責任者(区長・戸長)として参画している(35)。島田・小野は居留地

に隣接する横浜の中心部の区長・戸長であり、また及川は「明治十年以降本県下に於て虎列羅病毒蔓延の最も甚しきは其区(横浜區)筆者注」松影町戸部町及長者町警察署管内なるを以て(中略)其区に於ても厚く注意を加え該地居住の者共は自家の予防等一層厳密に可致(36)との令達が出されていることからわかるように、港湾労働者を多く抱え、埋め立て後の土地整備も不完全なため、患者の多発が予想される地域の戸長であったのである。

医師に関しては、

To superintend all matters regarding the cholera hospitals, treatment of patients disinfections, and all other precautionary measures.

と、避病院・患者取り扱い・消毒などの専門知識を必要とする予防事務に関連して委員に任命されていたことがわかる。このうち日本人医師は県立十全医院の医師もしくは避病院の医師が多くを占めており、全員が西洋医であった可能性が高い。一方外国人医師のうち、シモンズは明治十年のコレラ流行時にも県内の防疫活動を指導するなど横浜における西洋医学の中心的存在であった(37)。またグッチョウはシモンズとともに明治十一年七月に開かれた外国船舶に対する検疫実施方法を審議した「検疫委員会」に参加し、積極的な発言をするなど専門家としての能力を発揮していた(38)。また当時愛知県で県立病院の院長を務めていた後藤新平が十一年末に上京した際にローレッツの照会でゲールツ・グッチョウに会い、衛生方法などの意見を求めている。特にこの時後藤はグッチョウから「同氏が会議に演述せし「コレラ」の自説を筆録するもの一冊を貸与」と述べた(39)。その内容の詳細は不明であるが、グッチョウが衛生局に求められ、後藤が参考とする程のレベルにおいてコレラの専門知識を持っていた存在であるということは言えるであろう。ウィラーは居留地内に設けられたゼネラル病院で居留民の診療にあたり、一方で西洋医学を日本人医師にも指導していたらしい(40)。つまり、外国人医師四名は当時「進んだ」近代西洋医学の医師として、

表Ⅱ.. 明治12年神奈川県地方衛生会議事内容一覽

回数	開催日	議事内容
第1回	8月11日	①避病院送致もしくは自宅療養の判断基準について ②竹矢来による家屋遮断の是非 ③有病家屋の消毒方法 (④果実販売問題―時間不足のため後日再議)
第2回	8月12日	①消毒薬の種類・使用方法 ②汚染物品買上げ方法 ③日本人化学士の会議への参加可否 ④「仮規則」第12条遵守の是非 ①議事録の作成及び新聞への掲載方法 ②避病院患者取扱方法、 (③果実販売―審議されず) (④消毒方法―同右) (⑤「仮規則」に関する議論・批判―同右) (⑥伝染病の性質調査・議論―同右) (⑦消毒用化学薬品について―同右) (⑧学校始業の是非 (⑨コレラ死者埋葬について―審議されず) ⑩日本人「衛生化学士」の委員任命
第3回	8月14日	①果実販売問題 ②食物検査・規則について ③開業医と警察署詰医師の診断が齟齬した際の対応について ④使用消毒薬の種類について ⑤避病院調査結果の報告 ⑥避病院仮規則の検討 ⑦コレラ死者埋葬方法
第4回	8月16日	①果実販売問題 ②食物検査・規則について ③開業医と警察署詰医師の診断が齟齬した際の対応について ④使用消毒薬の種類について ⑤避病院調査結果の報告 ⑥避病院仮規則の検討 ⑦コレラ死者埋葬方法
第5回	8月18日	①果実販売問題 ②食物検査・規則について ③開業医と警察署詰医師の診断が齟齬した際の対応について ④使用消毒薬の種類について ⑤避病院調査結果の報告 ⑥避病院仮規則の検討 ⑦コレラ死者埋葬方法
第6回	8月20日	①避病院調査結果の報告 ②避病院に本会委員医師が結める件 ③第1回会議の議事録配布 ④新療法の是非について
第7回	8月22日	①逸見村のコレラ猛勢・外国医による診断拒否について ②コレラ死者埋葬について(火葬困難な場合の処置) ③長浦地方検疫局閉鎖・本会に権限移管報告 ④③に伴い検疫要員を本会から選任する件 ⑤公衆娯楽場閉鎖の可否 ⑥第2・3回会議の議事録配布
第8回	8月25日	①逸見・横須賀での病勢・衛生状況報告 ②第4回議事録配布 ③公衆便所建築方法 ④「仮規則」改正につき翻訳配付を指示 ⑤農村部における医師不足への対処について ⑥外字紙記者への避病院取材の可否
第9回	8月27日	①逸見村での衛生措置について報告 ②公衆便所建築方法 ③排泄物・死体の焼却・火葬方法 ④「仮規則」改正につき翻訳配付を指示 ⑤農村部における医師不足への対処について ⑥外字紙記者への避病院取材の可否

第10回	8月29日	①グッチョウより便所構造改造案報告 ②ゲレットより汚物焼却場・火葬場について意見 ③第5回議事録配布 ④シモンズより衛生戸別訪問の提案・決定 ⑤小田原での病勢・対応について ⑥ゲレットより火葬場建築計画書・図案の提出・報告 ⑦第6・7・8回議事録配布
第11回	9月1日	①戸別訪問の委員任命 ②新方式便所の実行について ③水道の水質、貯水池検査の方法 ④第9回議事録配布 ①横浜領事会へ衛生措置へ協力を要請する文書について ②愛甲・大住方面における病勢報告 ③本会仮規則第五条改正 ④平沼付近での汚物焼却の安全性について ⑤師範学校の衛生環境について ⑥ゲレットより貯水池の調査報告 ⑦第10回議事録配布
第12回	9月5日	①横浜領事会へ衛生措置へ協力を要請する文書について ②愛甲・大住方面における病勢報告 ③本会仮規則第五条改正 ④平沼付近での汚物焼却の安全性について ⑤師範学校の衛生環境について ⑥ゲレットより貯水池の調査報告 ⑦第10回議事録配布
第13回	9月8日	①外国人コレラ死者の埋葬方法不備問題 ②小田原方面の病勢報告 ③師範学校調査の報告 ④第11回議事録配布 ①祭りの開催について ②外国人コレラ死者埋葬の件につき英国領事からの返書報告 ③外国人墓地の現況調査について ④大ホテル・茶焙場へ便所設置強制的是非 ⑤平沼汚物焼却場について調査報告 ⑥第12回議事録配布
第14回	9月10日	①外国人コレラ死者の埋葬方法不備問題 ②小田原方面の病勢報告 ③師範学校調査の報告 ④第11回議事録配布 ①祭りの開催について ②外国人コレラ死者埋葬の件につき英国領事からの返書報告 ③外国人墓地の現況調査について ④大ホテル・茶焙場へ便所設置強制的是非 ⑤平沼汚物焼却場について調査報告 ⑥第12回議事録配布
第15回	9月12日	①会長の伝達(居留地内戸別検査に各領事返答) ②小田原方面での水質検査のため人員派遣 ③小田原方面(曾比村・吉田島村)での火葬拒否事件報告 ④シモンズより戸別訪問について意見 ⑤井泉検査の際不良箇所が発見された場合の対応について ⑥第13回議事録配布
第16回	9月17日	①戸別訪問の化学士の権限について ②病勢消滅傾向につき本会を週一回にする ③薬品検査の実施 ④本会で採用された処置を編集し各府県へ送付 ⑤第14回議事録配布 ①清国領事と県令間の連絡について会長報告(清国側協力拒否) ②墓地調査結果報告・新墓地用地について ③戸別訪問参加の司渠場化学士に本会への出席を要求する ④ゲレットより新式の水道管について報告 ⑤第15・16回議事録配布
第17回	9月19日	①戸別訪問の化学士の権限について ②病勢消滅傾向につき本会を週一回にする ③薬品検査の実施 ④本会で採用された処置を編集し各府県へ送付 ⑤第14回議事録配布 ①清国領事と県令間の連絡について会長報告(清国側協力拒否) ②墓地調査結果報告・新墓地用地について ③戸別訪問参加の司渠場化学士に本会への出席を要求する ④ゲレットより新式の水道管について報告 ⑤第15・16回議事録配布
第18回	9月24日	①グッチョウより便所構造改造案報告 ②ゲレットより汚物焼却場・火葬場について意見 ③第5回議事録配布 ④シモンズより衛生戸別訪問の提案・決定 ⑤小田原での病勢・対応について ⑥ゲレットより火葬場建築計画書・図案の提出・報告 ⑦第6・7・8回議事録配布

第19回	10月1日	①新式便所の費用について調査結果 ②県庁で新築家屋へ下水・便所設置を義務化 ③居留民がらゴミ回収についての苦情あり ④新居留地の地所調査実施について ⑤墓地調査報告(外国人墓地の地所について) ⑥ゲレツより新式水道管についての報告 ⑦県庁による貯水・濾過池の費用調査報告 ⑧第17回議事録配布 ⑨会長伝達(新築家屋に関する達が10月6日)発令 ⑩新居留地調査結果の報告 ⑪会長伝達(新貯水池設置の費用) ⑫下水溝の改良構造について ⑬会長伝達(清国領事戸別訪問へ反対) ⑭会長伝達(居留地内での汲取り請負人の規則) ⑮第18回議事録配布
第20回	10月8日	①会長伝達(火葬場設置の件) ②県衛生課作成の汲取規則について ③飲料水販売について ④第19回議事録配布
第21回	10月15日	①会長報告(戸別訪問一部終了・足柄検疫分局閉鎖) ②飲料水販売規則について ③下水溝の構造について詳細報告 ④戸別訪問の報告 ⑤第20・21回議事録配布 ⑥会長伝達(戸別訪問一部終了・汲取規則)
第22回	10月22日	①戸別訪問の報告 ②戸別訪問の報告 ③病勢消滅の景況により検疫局・地方衛生会など本日をもって閉鎖 ④議事録編集にグッチョを加える
第23回	10月29日	①戸別訪問の報告 ②戸別訪問の報告 ③病勢消滅の景況により検疫局・地方衛生会など本日をもって閉鎖 ④議事録編集にグッチョを加える
第24回	11月5日	①戸別訪問の報告 ②戸別訪問の報告 ③病勢消滅の景況により検疫局・地方衛生会など本日をもって閉鎖 ④議事録編集にグッチョを加える

出典に関しては注31及び注42を参照のこと。各会議の議事内容に付した番号は外字紙掲載時のものによる(但し第24回に限っては英字紙に掲載がなかったので「日誌摘要」によった。傍線を施した議事内容は「日誌摘要」に掲載されず、Yokohama local board of health におき掲載されたものを示す。また第3回①、第6回③から始まる会議の記録は、「横毎」で「会議の用件」、英字紙で「resume」となっているが、この二つでは「議事録」に統一した。

防疫活動に必要な知識・技術を提供することが求められたのである(41)。

(二) 「地方衛生会」の議事内容

表II「明治十二年神奈川県地方衛生会議事内容一覽」は「横濱毎日新聞」掲載の「日誌摘要」及び、JMN掲載の「Yokohama local board of health」より作成したものである(42)。

まず議事内容全体を通じて特徴的なのは、第七回(八月二十二日)までは消毒・隔離・埋葬などの既に発生をみたコレラへの対応方法の協議が議事を中心であるが、第八回(同月二十五日)を境として便所改造・火葬場建築・上下水道整備などのインフラ整備が議事内容の中で多くを占めるようになる。この八月下旬は先に述べたようにグラフIIIをみると患者の発生が横浜区内において減少に向かい、代わって郡部において上昇してゆく時期に重なることに注意したい。つまり横浜中心部におけるコレラの発生が終息に向かうと、「地方衛生会」すなわち神奈川県防疫対策は対応措置から恒常的な衛生行政措置へと移行していったのであり、これは中央衛生会がこの年の流行後に常設機関となったことと同じ構造とすることができ。またコレラの発生が顕著な郡部に関しては八回①、九回①、十一回②、十三回②に見られるように引き続き病勢調査・対応処置がなされた。

本稿では議事内容の中からこの時期の「衛生行政」の実態をよく示していると思われる「避病院送致問題」、「便所構造改良問題」、「地方衛生会」の医師が幹部として組織した医学講習所による「施薬問題」を取りあげて検討してゆくことにしたい。

【避病院送致問題】

従来、避病院に関してはコレラ患者を強制隔離するということが、避病院自体の設備の貧しさ・環境の劣悪さから「掃還率」の低さなどが非常に強調されてきた(43)。確かに神奈川県例をみてもコレラ患者を一定の強制力をもって避病院へ収容していたことは事実で

あり、筆者も否定するものではない。しかしこの年には新たに和泉町避病院を建築して対応した様子が次の令達文から判明する(44)。

虎列刺病ニ罹リ候者避病院へ入療セシメ候ハ元来同家族中ノ者ハ勿論他へ病毒之伝染ヲ防止セントノ主意ニ候処、近頃道路ニ於テ言フベカラザルノ浮説相唱候者モ有之趣相聞以之外之事ニ候、且又今般其区和泉町ニ新設ノ避病院ハ重症軽症類似恢復等ノ区別ニヨリ各室ヲ構造シ看護人其外十分手当方相尽シ治療可致筈ニ候條自然該病ニ罹リ候者有之節ハ成丈ケ入院可為致候、尤自宅ニ於テ治療シ度望ノ者ハ(中略)充分ノ手当行届他へ感染ノ患ナキモノト認メ候上ハ固ヨリ自宅治療ヲ許シ必避病院へ送ルノ限りニ無之候條各自心得違無之様可及論達此旨相達候事(傍線部筆者、以下同様)

ここからわかるのは避病院を「地獄の刑場、患者を不取扱する」(45)などと「言フベカラザルノ浮説」を唱える者がいる一方で、消毒・看護などの「充分ノ手当」が行き届く限りは自宅での治療を認めているという事実である。このことは「仮規則」の第十一条で「孤独貧困ニシテ看病人ヲ雇フ能ハザルモノ或ハ家人幼穉老衰ニシテ看護消毒法行届カザルモノ或ハ学舎製造場会社旅店等ニアリテ他ニ親戚交友ノ引取人ナキモノ并ニ其他狭隘不潔ノ地ニ雑居シテ予防消毒法行届カズ病毒ノ伝播ヲ防ギ難キ明証アルモノ避病院ニ送ルベシ」と、貧困などの理由から自宅で適切な看護が望めない者のみ避病院へ入院させることを既に規定していたことと連動しているとみてよいであろう(46)。

「地方衛生会」でも第一回目の会議上で
it was adopted, according to the proposal of Dr. Wheeler, ...not to enforce that people who can be treated and nursed in a proper manner at their homes should go against their will to the lazarets. Only those destitute of the proper means of providing for their being nursed at home and other homeless persons should be brought to the hospital, together with those who

might prefer the treatment at the lazarets.

と、自宅において適切な治療・看護が受けられる者を意志に反して避病院へ送致せず、貧困者のみを対象とするということを確認している。また在宅の患者についても第二回④にみられるように外国人医師四名全員から対応が嚴重にすぎ、かつ実際には実行不可能であること、東京では既に適用されていないことが指摘されるなど(但しこれは会議で否決)、「仮規則」の現場での運用が問題化する場面が度々みられた。

「横浜毎日新聞」には自宅治療が許可された記事が度々掲載されており(47)、次の例の如く自宅療養のマニユアルを編集する者まで出現した。

県下橘樹郡東北尾村及馬場村の三ヶ村にては村民等協議の上にて虎列刺患者自宅療養の心得書を草案し若干の金円を募り予防費に充つる方法を設け去る十八日本県へ出願許可を得たり(48)では実際に自宅療養者はどのくらい存在したのであろうか。十一月十三日付の「横毎」に掲載された「各地避病院入院患者及自宅治療人員表」によれば、県下で把握された全患者「二千三十九人」中、なんと半数以上の千二百六十六人(横浜区百三十七人、郡部千二百一十九人)が自宅治療となっている。表の注記事項として「病勢激烈にして入院するの暇なく死亡せし者及死後の診断に係るもの等は自宅治療の部に算入す」とあるので、郡部での自宅治療死亡者七百二十四人、横浜区の百三十七人の中には多くの避病院送致の対象者が含まれる可能性があるなど統計手法自体の問題もあるが、横浜区では死亡者のみしか統計されておらず自宅で全治した者は数に入っていないことを考慮した場合、やはり実際に相当数の自宅治療者が存在したことは間違いない。また特に郡部では四百五人が「自宅治療全治」であり、最低でも全体の約三十%程度が自宅治療であったことがわかる。

以上みてきたようにコレラ患者Ⅱ避病院隔離という構造はこの時期には成り立たない。その背景としてはコレラの爆発的流行によつ

て特に郡部で避病院の設備・病院数の不足したと避病院への入院拒否が挙げられる。

【施薬問題】

「医業の発展向上・相互親和」を目的として医師団体「医学講習所」が明治十一年秋頃から各郡役所所在地に成立した。「横浜医学講習所」はその嚆矢ともいべき存在で、近藤良薫・宮島義信・木下尙三ら十全医院の医師が幹部となつて設立され、毎月医学技術の研究會・化学士を招いての講習會を行つてゐる(49)。設立当初には各医学講習所は神奈川県から十円から十五円程度の準備金が下付けられるのが通例で、特に横浜医学講習所には五十円と規模が大きい(50)。七月十九日の「横毎」に掲載された市川義夫なる人物による「横浜医学講習會社諸君に謝す」はコレラ予防薬の配付を賞賛した後に組織の位置付けを次の様に語つてゐる。

今や貴社政府と市民との間に立ち憤然私財を抛て区民に施すに予防薬を以てし論ずるに懇々予防の至要なるを以てせり余思はず感涙を催し此美拳を賛称すること之を久す所謂痒所に手の届くとは夫れ此等のことならん

すなわち、「貴社政府と市民との間に立ち」と民間の医師団体でもなく官製でもない、その中間にある存在と考えられてゐるとみてよい。さて、この予防薬の配付とはいかなるものであつたか。

当区医学講習會社に於ては最も訳り易き虎列刺予防法の一枚摺に内服の予防薬一瓶相添へ昨日当区の家毎に配賦致されたり(51)

という記事がみられる。また、

虎列刺病予防の一端として我医学講習會社より横浜区内大約二万数千戸へ該病予防薬一摺づつを配達し且予防法の摘要を報道せり(52)

とも別の日に報道されており、この後には二万以上もの薬摺を収集することの困難などが記されているなど、どれだけ実行に移されたのかは判然としないが、先に市川義夫が礼賛したのはこの「横浜区

内全戸への予防薬配付・予防法通達」という大事業であつた。この活動への五円の寄付を願ひ出た武蔵屋長田音吉の「寄付金額之儀」からは無料で配付が行われていたこともわかる。

今般横浜医学講習會社ヨリ区内毎戸へ虎列刺病予防内服薬無代償ニテ送附相成候ニ付乍些少同社資本金ノ内へ前記金円寄付仕度候

そして七月の末には有力商人から「施薬の儀に付願書」が県庁へ出されてゐる(53)。

予防を軽忽にするより遂に大害を公衆に及し実に恐るべきの至りと奉存候依て今爰に私共發意仕り広く有志輩を募り当町会所内に於て施薬所を設け十全医院にて調薬致したる予防内外用薬を投施仕当横浜区民の内自衛の資力なき者をして其途に就かしめ以て離毒予防の一端を相補ひ度候(中略)且又右施薬調劑の事は専ら横浜医学講習會會長并に幹事等へ依頼致度既に協議を遂げ候間右御許容相成度此段願上候也

小野 光景
茂木 惣兵衛
原 善三郎

このように彼らは十全医院及び医学講習所で行われた予防薬配付を実質的に取りまとめ、また広く出資を呼びかけることで協力を求める形となつた。さらに先の三名及び吉田幸兵衛・西村喜三郎・中村惣兵衛が施薬に出資を求める文章が「横毎」に掲載されているが、そこでは、

官頼に予防の措置をなし懇切至らざる所なく横浜医学講習所の博愛なる亦疾に見る所あつて予防薬を施捨するの挙ありと雖も今や焼眉の急あるに当り只管官に頼り他に任し之を軽忽にす可らざる(54)

と「官」ばかりに依存するのではなく民間で自主的に貧困層へ予防を施すのだという自負を強くみてとることができるといふ。こののち、

この計画に寄付を申し出る者が相次ぎ(55)、医学講習所の「施薬調合」によって期間は八月四日から六十日間と定められて施薬が行われた(56)。ではその実態はどのようなものであったのであろうか。

【横毎】の記事は、

施薬所に薬を貰ひに来る位の者は略は養生の道も知り居るものなれど下等社会の人民に至りては実に悪疫を發するの本なるに却て貰ひに来るもの少なく折角の施薬も其効を欠くに至るを嘆けき山手松影町長者町などの警察署へ依頼し消毒薬を送りて之を其部下の不潔地へ散布する様に昨日より成れり(57)と伝えており、本来コレラの発生源として施薬の主な対象であった貧民自身が「却て貰ひにくるもの少な」い状態であったことがわかる。

以上みてきたように、横浜区内の各戸への施薬というような最末端まで行き届かせる防疫対策は神奈川県行政とつながりが深い医学講習所が行ったが、その内実は有力貿易商の呼びかけ・出資によって初めて実現可能なものであった。

【便所構造改良問題】

この年のコレラ流行前の十一年三月に神奈川県が第一大区(十一年末の「郡区町村編成法」で横浜区となる)に対して「修繕及掃除規則」を發令して便所・下水の修繕、掃除清潔方法、設置場所などを指示していた(58)。この規則の施行方法が同年四月に「区會議決書」(59)でまとめられており、道路の公衆便所は費用・管理とも県庁が行うこととされ、便所・下水掃除の方法、規則による移転場所・費用などは「全てその地の約束に任すものとす」「各地主に於て弁理」というように事実上区内住民の自主性に任された状態となっていた。このうち道路の公衆便所に関しては明治十二年四月一日丙第九十七号で、

今般其区道路厠房建築規則ヲ設ケ新規構造及汲除請負等致候ニ付テハ構造落成ノ都合ヲ斟酌シ在來ノ厠房追々取除方可相達候條不都合無之様処分可致此旨相達候事

と指示されており、「修繕及掃除規則」に沿った改善が「区會議決書」の通り県の管轄下で実行に移されたことが判明する。

一方区内各家の便所についてはどのような状態であったのかは不明であるが、十二年のコレラ流行が発生しつつあった七月の上旬には次にみる丙第二百三十三号で先の規則・議決書を再確認しているため、まだこの時点でも「各自厳密注意清潔ヲ要」するという住民の自主性に任されていたと言える。

便所下水芥溜ノ構造及掃除ノ不行届ヨリ不潔物ヲ醸成スル時ハ各種伝染病ノ原トナルノ恐アルヲ以(中略)明治十一年(三月)本県番外ヲ以修繕及掃除概則ヲ定メ施行ノ儀相達且該費用支出ノ如キモ其方法ヲ区會ニ付シ議定候儀モ有之ニ付テハ目下虎列刺病各地ニ發感シ既二本県下エモ及伝染候程ノ勢ニ付此際便所下水芥溜ノ処分等渾テ該規則並議定書ニ照拠シ各自嚴密注意清潔ヲ要スヘキ旨区内無遺漏可相達此旨相達候事

「地方衛生会」においては八月二十七日の第九回會議で初めて便所構造が議題として取りあげられた。まずゲルツから「横浜のように人家稠密の都市で便所が不備なのは公衆衛生に多大な悪影響を与える」との意見が出されているため、先の規則・議決書による自主的な便所・下水の改善はそれほど実行されていなかったことがわかる。さらにゲルツは、

In foreign countries there existed also police regulations respecting closets, and there is no reason whatever why such should not exist in Japan, if the present closets were a danger to the public at large.

と諸外国の例を挙げて日本でも便所改造・清潔法を義務化し、貧民には県が貸し付けるか補助をして実現化を図るなどの強行策を主張した。具体的な便所構造として従来の日本式を改良した pot-system とこまめに汲除りが可能な pail-system を提案している。またゲツチヨウも基本的にこの意見に賛成し、ウィラーとともに全戸へどこらかの方式の便所を義務化し、便所の衛生状態を警察が取り締まる

ことを主張している。ここに前年の「修繕及掃除規則」・「区会議決書」は全面的な修正を求められたのであった。この日の会議では①便所構造の改善が衛生の見地から必須であること、②県令はゲルツ・グッチョウの意見を採用し、便所設置費用を県庁側で詳しく調査すること、③グッチョウが新式構造の便所を調査して報告書を出すことが決められた。このグッチョウの手になる便所構造報告書は二日後の八月二十九日の第十回会議で提出、採用されている。その内容は、①新築家屋への便所設置・長屋への共同便所設置の義務化、②従来の家屋にも便所をできるだけ設置する、③便所の方式としては pot-system が pail-system のどちらかを選択できる。但し公衆便所・学校・監獄など公共的空間は全て後者を用いるものとする。④都市部では汲除時間を午前零時から六時の間のみ許可する。但し農村部は随時許可する。⑤衛生課官吏が便所建築・掃除・汲除状況を取り締まるというものであった。しかし、

In consideration of the many difficulties which arise in adopting the above proposals, the Board cannot name a term within which the change should take place, but as this question is a very important one, thinks it to be its duty to advise that this proposal be considered and carried out as early as possible.

というように一旦報告書を採用したものの、費用の問題などから具体的に期限を定めて実行するまでには至らなかつた模様である。この時点では便所の清潔化により衛生状態を向上させるといふことの重要性は改めて認識されたものの、グッチョウ報告書に見られるようなまとまつた強制力をもつ方法を行うのはためらわれるという、外国人専門家の意見と日本の実態との大きな格差があつたことが指摘できよう。

つづいて九月五日の第十二回会議で野村会長は、県庁の調査結果として区内全二万戸に適正な便所を建築した場合にかかる費用は合計二十万円（一件につき十円）、また自己負担不可能な貧民に五千円は確保する必要があるという報告をおこなつた。結果として全戸

に新式便所を義務化すること、但し即座に実行することは困難でもあるし不平もあろうから県の令達後六ヶ月以内に建築するというこゝとに落ち着いている。その後はその費用が大きな問題となつており、十月一日に行われた十九回会議で野村会長は、県庁による便所建設費用の調査結果によつて貧民を抱える長屋の大家に高価な便所を建設する余裕がないことと、改造期限の問題点を改めて指摘し委員の理解を求めた。そして pot-system、pail-system とともに適正に建築した場合十五円から二十円の費用がかかるとして衛生課で修正した第三プランを提示したのである。これは pot-system を簡略化したもので費用は四円九十八銭ですみ、貧戸にも建築可能であるという考えからであつた。また期限は六ヶ月以内を勧告するが、住民を処罰する方法がないので期限を守らない場合、命令の形をとることは難しいということも指摘された。ゲルツ・グッチョウらは第三プランでも貧民には十分であるとして賛成したが、期限問題についてはあくまでも県の規則で強制するべきと主張し、もし日本に対応する法令がないならば助言・勧告という手段によるしかないということに結局落ち着いた。

同じ日の会議で、野村会長は①衛生課によつて採用されたプランによつて新築長屋に便所・下水を建築すること、②家屋改造については衛生課に申告すべし、③指示に従わない場合、便所・下水が建設されるまで家屋を閉鎖する、④規則に反する場合県が大家の費用で便所を強制建築し、規則を破る者は法により処罰する、⑤便所方式は三つの中から選ぶ、ということを「地方衛生会」の決議事項として確認し、次のように述べて委員の意見を求めている。

The President asks the opinion of the members on these regulations which he intended to issue as soon as possible in order to do what is possible against a possible return of cholera in next summer

つまり、この一連の便所構造改良計画は最早この年のコレラに対応するのではなく、来年以降に発生する可能性のあるコレラに備え

るためという明確な意志によって行われていたのであった。

野村会長の求めによってゲルツが発言し、便所の設置については申し分ないが下水設置に関してはまだ詳細な調査も議論もされておらず、このままにわかに規則として施行しても将来また改造しなければならぬ必要が生じるので今は見合わせるべきであると主張した。これには河野通倫少書記官が賛成して便所建設規則のみの施行を主張したが、会長が昨年の「区会議決書」で既にまとまった下水計画が採用されており、見積もりさえ完了すれば構わない意向を表明、グッチョウ・妻木衛生課課長もさらに新しい下水建築方法を調査するには莫大な時間が必要であることと、個別の家屋の下水ならばいつでも変更は可能であると主張したことで下水設置も同時に行われることに一旦落ち着いた。

以上に見てきた便所改良計画はこの年の十月六日に丙第三百三十二号として横浜区役所に令達されている。

便所下水芥溜ノ構造及掃除方ノ儀ニ付テハ、明治十一年三月本県番外及本年（七月）丙第三百三十三号ヲ以規則方法等相達置候処、追々下水芥溜等ハ改造イタシ候向モ有之候得共、独り雪隠ニ至リテハ往々等閑ニ看過シ于今着手セサル趣右ハ衛生上緊要タルモノニ付、更ニ別紙甲乙図ノ内ニ倣ヒ構造無之分ハ至急改造横浜区内無洩可相達此旨相達候事

この後に具体的に甲乙丙丁式の四種類の便所構造が挙がっている（丁式は後に追加されたものと思われる）。そしてこの令達には県の布達としては異例なことに便所構造改良の重要性を述べた長文の「諭告書」が添付されている。「地方衛生会」の一つの帰結点とも言えるものなので検討しておきたい。まず以下の様に便所構造の改良を示した理由として衛生、特に伝染病の発生に強く影響を及ぼすことを説明している。

今般丙第三百三十二号ヲ以テ相達候雪隠構造ノ儀ハ当地方衛生会ニ於テ決定セシ一案ニシテ各自衛生上極緊要ノ事ニ有之、抑悪疫ノ発生スルヤ種々ノ原因アリト雖トモ要スルニ糞池汚泥塵

芥等ノ如キ不潔ノ箇所ヨリ感染ヲ来タスモノナレバ常ニ之ヲ清潔ニシテ此病原ヲ防止セサルヘカラス（中略）一時ニ全効ヲ要セントスルハ到底至難ナルヲ以テ当初先雪隠ヲ改造セシメント欲ス即チ今般衛生会ニ於テ掃決シ而シテ此發令アル所以ナリ、蓋シ雪隠ノ不潔ハ其毒酷烈且井泉中ニ溢入シ易キヲ以テ悪疫感染ノ媒介ヲ為ス最モ甚シケレハナリ

ちなみに「地方衛生会」という組織の名称が県の令達類において用いられているのは同時代的にはこれが唯一の例である。そして、人家稠密ナル市街ニ於テハ山林樹木ノ夥多ナル在村ト大ニ其趣ヲ異ニシ空氣ノ汚穢甚シク随テ泄洩ノ不潔物自ラ蒸発ノ毒ヲ加フルニ於テヤヤ、殊ニ本年ノ如キモ一時悪疫猖獗ヲ極メ今將ニ消滅ノ期ニ至ラントスト雖モ明年ニ至リ復該病ノ発生ヲ予期セサル可カラルハ理ニ於テ已ムヲ得サルナリ、故ニ今ノ際ニ當ツテ之カ予防救治ノ術ヲ尽サザレハ一旦臍ヲ嚙ムモ終ニ及可カラサルニ至ルヘシ、是ヲ以テ茲ニ其期ヲ刻シ凡該病發生季節前即來明治十三年三月三十一日ヲ限リ悉ク雪隠ヲ改造セシメントス」と「地方衛生会」の会議中に野村が述べたように来年以降のコレラ発生に備えることの必要性を説明している。これは従来コレラが発生した後にそれへの対応という形で行われた「衛生行政」が、平時に衛生状況を改善しておくことで未然に事態を防止するという方向へ質的転換が行われつつあったことを示す。しかし横浜区内二万戸に及ぶ便所を全て改良するという「大計画」は到底一神奈川県の手算で行うことができるものではなかった。

多少其工費ト勞力ヲ要シ各自ノ困難実ニ諒察スヘシト雖モ又退テ之ヲ考フレハ多少ノ金円ト勞力ヲ惜ンテ却テ貴重ノ生命ヲ損スルニ至ラハ豈得失相償ハサルノ甚シキモノナラスヤ（中略）今般ノ挙万止ヲ得サルニ出ツ（中略）数万ノ人戸ヲシテ一時ニ其工費ト勞力ヲ要セシムル事固ヨリ重大ニシテ至難ナルヲ以テ誰ガ能ク容易ニ之ヲ処スルヲ得ンヤ、唯偏ニ各自ノ奮発力ニ拠リ始メテ能ク其好結果ヲ得ルニ至ランノミ、故ニ有志者申合又

ハ町会ノ協議ヲ尽ス等厚思考ヲ加ヘ期シテ其功ヲ竣ヘ一ツハ以テ各自ノ生命ヲ保全シ一ツハ以テ公衆ノ幸福ヲ得セシムル様共ニ同心協力アラシム事冀望ノ至リニ堪ス、依テ此旨諭告スルモノナリ

ここでは区内全ての便所改造費用を県が負担することができなかつたということを単に示しているだけでなく、「衛生行政」が末端の個人に行き渡るには結局のところ住民各自の自主的な努力に頼らざるを得ないという実情をよく示していると言えよう。「衛生」はつまるところ行政による上からの強制によつて完結するものではなく、「各自ノ奮発力ニ拠」らざるを得なかつたのである。

(三) 「地方衛生会」の閉会

第二十四回会議(十一月五日)では検疫局・「地方衛生会」の閉鎖を決議している。十二年十一月神奈川県布達甲第二百号には、

本年八月本県甲第五百十号ヲ以テ県庁中ニ検疫局ヲ置検査事務取扱候旨及布達置候処自今相廢シ該事務衛生課ニ於テ取扱候条此旨布達候事

とある。来年以降のコレラに備えて衛生状況を改善しておくというような当初の「地方衛生会」設置の由来とは本来かけ離れた政策を始めたが、あくまでも流行に対応する形で組織された「臨時機関」に過ぎなかつたことを示していると言える。地方衛生会規則を受け、常設機関として神奈川県に地方衛生会が第一回会議を開くのは明治十三年十月のことである(60)。

おわりに

以上みてきた神奈川県における「地方衛生会」は活動内容をみる限り、県レベルでのコレラ対策全般を担っていたと言ふことが可能である。しかも、検疫局中に臨時に成立した政策決定機関であつたにも拘わらず、便所構造の改良にみられるように非流行時での衛生状況の改善という課題に取り組みようになったことは注目に値する

であろう。また英字紙に詳細に掲載された会議の模様からは外国人医師の発言権の強さが指摘できる。これは当時の日本にあつては未だコレラに対応する知識・技術をお雇外国人に求めざるを得なかつたことを示しているとも言える。

この時期、府県においてもコレラの本質的な防疫には消毒・隔離などの対応措置ではなく、常時の「衛生」こそが必要であるということに気づき始めていたと言ふことができるのではないだろうか。また避病院送致問題では設備などの問題から入院が基本的には本人の意志に任せられ、施業問題では県の財政でなく貿易商人という民間資本によつて担われ、便所構造改良問題でも結局は各自の自主性に任せて行われなければならないという事例からは、共通した構造が浮かび上がる。それは県財政そのものの脆弱さであり、また本来「衛生行政」自体がもつ個人々々への介入の困難さでもあつた。

表Ⅲ 明治13年神奈川県地方衛生会委員一覽(発足時)

人名	当時の肩書き
野村 靖	神奈川県令
妻木 狷介	衛生課長
川井 久徴	警察本署署長
二宮 忠周	公立十全医院薬局長
朝田 又七	横浜区議会議員
来栖 壮兵衛	横浜区議会議員
吉野 泰三	北多摩郡議会議員
近藤 良薫	横浜区医師
横山 春太郎	横浜区医師
伊藤 賢吉	足柄下郡医師
横田 信行	南多摩郡医師
佐々木 静	橘樹郡医師

『地方衛生会日誌』第1回1~2頁より作成。

コレラ流行終息後の展開として「地方衛生会規則」(十二年十二月二十七日)の制定により、第二条で構成員は「医師・府県会議員・公立病院長・公立病院薬局長・衛生課長・警察官」と規定され

た。これにより神奈川県では明治十三年十月十一日に第一回が開会している。構成メンバー（表Ⅲ）をみると前年の「郡区吏」が姿を消し、「地方衛生会規則」の第二条に完全に沿って組織されていることがわかる。この常設機関化した地方衛生会の分析は、本稿で詳しく述べることができなかつた県財政とのかかわり、居留地の「衛生行政」とともに今後の課題としたい。

(1) 代表的なものとして、厚生省医務局編『医制百年史』（ぎょうせい、一九七六年）二十九頁。

(2) 「虎列刺病予防法心得」（明治十年八月二十七日、内務省達乙第七十九号）、「虎列刺病予防規則」（十二年六月二十七日、太政官布告第二十三号）、「伝染病予防規則」（十三年七月九日、太政官布告第三十四号）、「伝染病予防法」（三十年四月一日、法律第三十六号）。また詳細な清潔方法・消毒方法として十二年六月に「衛生局報告第十一号」（内務省達乙三十二号として公布）、十三年九月に「伝染病予防法心得書」（内務省達乙第三十六号）が出されている。この両種を合わせて当時の政府の防疫対策を検討することができよう。なお、さらに府県においてこれらの太政官布告・省達を府県令達として公布することによって人民・郡区役所への周知徹底が図られた。この意味では各府県に残されている衛生関係の令達のうち、中央政府の法令などを重ねて管内に達している分を除いた場合に、その府県の独自性を検討することが可能である。

(3) 「虎列刺病予防規則」第二条。内陸での防疫に関する地方長官の主體的な位置付けは後述する検査委員設置条項と合わせてこの後の伝染病予防法規に受け継がれていった。

(4) 小栗史朗「地方衛生行政の創設過程」（医療図書出版社、一九八一年）では大阪・群馬・長野などの事例に若干触れている程度で法体制・コレラ騒動の検討に力点がおかれてい

る。個々の府県を扱った業績には、内海孝「アジアコレラ対策と不潔の排除——一八七七年の流行をめぐって——」（『社会科学討究』百十一、一九九二年）、谷口直人「急性伝染病の流行と地域社会——一八九六年・千葉県下の赤痢流行にみる——」（『千葉県史研究』八別冊、二〇〇〇年）などがある。筆者は尾崎耕司「一八七九年コレラと地方衛生政策の転換——愛知県を事例として——」（『日本史研究』四百十八、一九九七年）から最も示唆を得た。

(5) 前掲『医制百年史』二十九～三十一頁。

(6) 内務省衛生局編『明治十二年虎列刺病流行紀事』（内務省衛生局）「虎列刺病流行景況ノ概略」より。

(7) 但し『郵便報知新聞』に八月七日の数値が掲載されていたのでこれを加えた。

(8) 神奈川県庁編『神奈川県衛生報告 明治元々十八年』（神奈川県庁、一八九二年）百四十七～百四十八頁「伝染病総表 明治十二年」。

(9) 内務省戸籍局編『郡区分及区分人口表』明治十三年一月一日調（総務省統計センター内統計資料館蔵）。

(10) 同年七月二十一日太政官布告第二十九号で「検査停船規則」に改正・改称された。また元老院での審議過程は加藤福太郎ほか編「元老院会議筆記」（元老院会議筆記刊行会）に「虎列刺病伝染予防規則」（第四百四十一号議案）、「海港虎列刺病伝染予防案」（第四百四十九号議案）、「海港虎列刺病伝染予防規則ヲ更正シ検査停船規則ト改称ノ件」（第五百十号議案）として掲載されているが本稿では論点が散漫になるので触れない。

(11) 本節における検査事務・中央衛生会の事実関係は特に断らない限り「中央衛生会年報第一次」及び内務省衛生局編「十二年紀事附録」〔神奈川県（九十二～九十六頁）による〕、
(12) その構成メンバーは以下の通り。松本順（陸軍軍医総監）、

林紀（同軍医官）、戸塚文海（海軍軍医総監）、池田謙斎（一等侍医）、三宅秀（東京大学医学部教授）、ベルツ（同教授・文部省雇・ドイツ医師）、ブツケマ（陸軍省雇・オランダ医師）、アンダーソン（海軍省雇・イギリス医師）、長与専斎（衛生局長）。また外務大輔森有礼が会長に任ぜられていることから、諸外国船を対象とした海港検疫が主眼とされていたことが窺える。

(13) 「横毎」七月八日に掲載。

(14) 神奈川県布達甲第三百一十一号で「今般地方検疫局相開候二付テハ相州三浦郡長浦へ設置本月第二十八号公布二抛リ諸事取扱候條此旨相達候事」と県下にも令達された。また同様に長崎県に対しても八月一日編成法が達せられ、県令内海忠勝が検疫局の委員長となっている（同月十九日に廃止）。

(15) 「十二年紀事附録」には「停船検疫などの事務は本県直営に非ざるものとなる」とあり、このことを裏付けている。

(16) 「横毎」七月二十二日。

(17) 「横毎」七月五日付及び同月十八日付による。

(18) 「横毎」七月十三日。

(19) 尾崎耕司「万国衛生会儀と近代日本」及び見市雅俊「近代日本の検疫問題」（共に『日本史研究』四百三十九、一九九九年）。また十一年十一月に行われた、外国船舶の検疫方法を審議した会議において「メジカル・インスペクシユン・シスチム」検査の上消毒等の処分を施すを云ふを以て「クワランタイン」の法に優れりと外国人医師が意見しているため、日本側がこの情報に関して未知であったとは考えにくい。

(20) 厚生省公衆衛生局編『検疫制度百年史』（ぎょうせい、一九八〇年）二十八～二十九頁。

(21) 「横毎」七月二十六日。

(22) ニューヨーク・タイムズ一八七九年八月二十八日付。国際

ニュース事典出版委員会編『外国新聞に見る日本②本編』（毎日コミュニケーションズ、一九九〇年）百九十三頁。

(23) 内海孝「伝染病と国家・外国人・不潔の構図——一八七七年のコレラ病流行を中心に——」（『歴史学研究』六三九・六四〇、一九九二年）は、明治十年のコレラ流行を事例に船舶検疫制度が英国公使によって拒否される過程を中心に論じており重要である。

(24) 甲百五十九。長浦での検疫消毒を中止した後は横浜着港の上検査（丙第二百八十八号）することになった。なお「十二年紀事附録」の八月十九日に「地方衛生会廃止」とあるのは誤りである。後述する県庁内設置の地方検疫局（内部に「地方衛生会」を併設）と本節で述べている長浦地方検疫局を混同しているものと思われる。

(25) 例えば予防事務所（広島）、臨時衛生事務所（長野）、検疫本部（堺）、予防法会議（沖縄）などがある。また同様の組織として「地方衛生会」が組織された府県は本論で扱う神奈川県（他、東京府、埼玉県が挙げられる。（『十二年紀事附録』））。

(26) この点について前掲尾崎「一八七九年コレラと地方衛生政策の転換」では「およそ患者や家族に直接かわる事柄に権限が与えられていた」としているが、明治十二年愛知県に設置された検疫委員に関して警察・県官吏・郡区吏のどの層が任命されたのかを指摘していないので、その位置付けが曖昧であると筆者は考える。

(27) 次の十五名が特定可能である。以下判明するものに関して役職と月給を括弧内に示した。飯島要、都島義夫（衛生課御用掛・準十七等十二円）、小沢弥太郎（第五課雇・十円）、大幡静明、荻野真三（第二課雇・八円）、田原秀武、高野順（九等属）、栗原朝寿（衛生課・九円）、安田米斎（第五課雇・九円）、小林亮吉（外事課翻訳御用掛・準十三等三十円）、

青木規誠（衛生課・十等警部兼任）、榊原勝行（八等警部）、三崎道安（八等警部）、杉山親照、白根鼎三らの十五名。役職は「神奈川県職員録」（明治十二年十一月九日調、横浜開港資料館蔵）を使用した。

(28) 「横毎」八月二十日。

(29) 「横毎」八月十三日。

(30) 明治十三年の「地方衛生会規則」に沿って成立した組織と區別するために本稿では鍵括弧を付して表した。

(31) 当時英字紙は *The Japan Weekly Mail*, *Japan Daily Herald*, *Japan Gazette* の三紙が発行されていた。以下それぞれ *JWM*, *JDH*, *JG* と略記する。「Yokohama local board of health」は各紙掲載の日時が若干前後するが内容は全て同文である。本稿では特に断らない限り *JWM* を使用した。本文中で述べたように「横毎」掲載の「日誌摘要」は英字紙掲載の「Yokohama local board of health」に比較して大幅に議事内容が精選されているため会議の全貌を知るためには英字紙を参照する必要がある。また東京大学明治新聞雑誌文庫に冊子形態の「日誌摘要」が所蔵されているが内容は「横毎」掲載のものとはほぼ同文である。

(32) 小島和貴「近代日本衛生行政における中央・地方関係―神奈川県を事例として―」（『政治経済史学』三六〇、一九九六年）は本稿が取りあげている明治十二年の「地方衛生会」の活動を論じている。しかし、なぜ同年十二月の「地方衛生会規則」以前に同名の組織が成立・活動していたのかという点には全く触れておらず、構成メンバーの分析も一切ない。加えて居留地で発行された英字紙を検討しておらず地方衛生会の活動内容自体、その全容を踏まえて議論していると言いがたい。また、足柄上郡の一例として神奈川県下「郡区」の行政機構の未分化を指摘したり、医学的措置から衛生工学的措置への移行という仮説の背景を明治十五年の東京府知事

の談話に求めるなど時間軸・地理軸を無視した論証が多く行われている。さらに「自治衛生」「衛生警察」という視点から分析をしているが、小島氏が笠原英彦氏の論から援用しているこの概念自体そもそも明確に定義されたものではない。よってこの問題に関してはなほだ不十分な論であると筆者は考える。

(33) *JWM* Aug.23,1879. "Yokohama local board of health" 但「Circular No.33 of the Central Sanitary Office」であるのは「内務省達」三十二号」の誤りである。

(34) 早稲田稔「横浜の初期下水道」（『横浜開港資料館紀要』第三号、一九八五年）は幕末から明治初期に至る横浜の下水道の設置を工学的見地から扱った優れた業績であるが、この十二年の「地方衛生会」設置に関しては「横浜など開港場のある県ではこれより先に、県令を会長、内外の医師等を委員とした地方衛生会が設けられ、開港場周辺の衛生状態の調査、便所、上下水道の整備その他コレラの防疫対策を審議していた」と述べるにとどまっている。また英字紙に毎回の議事が詳細に報道されていることを挙げ「居留地外国人のコレラ対策についての関心が大きかったことがうかがえる」と述べておられるが、筆者も同感である。

(35) 及川は「地方衛生会」で第一回会議以外を全て欠席している。七月三十日の「横毎」に「本区松影町戸長及川正八氏は目下虎列刺病流行の際県庁は申すに及ばず警察官吏の予防に尽力せらる、は実に至らざる所なけれども（中略）裏店の小民窮巷の貧民などに至りて（中略）予防の手当をなすべき余裕もあらざれば自然悪疫に犯され貴重の人命を失ふもの少なからねばとて同氏の外三人計り発起となり醸金をなしてコレラ病よけ匂ひ袋二万余個を買ひ入れ彼の貧人等へ施さんと昨今有志の徒集めらる、由感服の至」との記事が見られる。実際彼が戸長を勤めた松影町はコレラ患者が多発する地区とし

て予防対策上重要であった。しかし後述するように八月下旬、生糸売込商が発起・出資人となり県の検疫局と連携した石炭酸の施業が始まったことよって、「何者の所為にや曖昧たる言辞を設け悪疫予防の香袋を施すと唱ひ一綴の欵化帳を捧げて港内の各町を巡廻する者あるよし随分「コレラ」は困た悪疫であると野毛橋上の立咄し」(「横毎」八月三日)と、一転してその非科学的な方法を批判されたのが及川らではなかったか。「匂い袋」が石炭酸によつてお株を奪われた形となり、会議に出席しなかった理由もここにあると思われる。

(36) 神奈川県達丙二百二十二、十二年六月二十九日。またこの地域の立地・住民状況については、「地方衛生会」の戸別訪問による調査レポートが *JWM Nov. 15, 1879* に掲載されているのでこちらを参照した。

(37) シモンズの事跡については荒井保男「シモンズ」(三杉成章ほか編「横浜と医学の歴史」横浜市立大学一般教育委員会編、一九九七年、十一、二十九頁)及び俱進会編「草創のとき横浜市立大学医学部創立史」(俱進会、一九八四年)所収の「シモンズ博士について」を参照した。

(38) 前掲「検疫制度百年史」二二三―二五五頁。

(39) 鶴見祐輔「後藤新平」第一巻(後藤伯爵伝記編集会、一九三七年)二百五十六―二百五十九頁。

(40) 小玉順三「幕末・明治の外国人医師たち」(大空社、一九九七年)百三十四頁。

(41) 事実、シモンズ以外の三名は長浦地方検疫局の検疫委員にも任命されていた。また十三年の地方衛生会設置に際して神奈川県は十二年の「地方衛生会」に外国人医師を加えたのは居留地外国人へのコレラ対策を施行するためであったと述べている(『法規分類大全』第一篇衛生門衛生総、四十九―五十頁)。よつて内海氏が前掲「伝染病と国家・外国人・不潔の構造」の中で示した明治十年における居留地の健康保安局

が、十二年の段階では県の行政機構に組み込まれていたということができよう。但し本稿では居留地自体の検討は扱わない。

(42) 但し次に掲げる会議に関しては *JWM* 中に記事を発見できなかったため他紙によつた。第二十回は *JDH* 十月二十三日付、第二十一回は *SG* 十月二十四日付。また *JWM* 掲載の議事内容のうち、水道整備関係の記事は樋口次郎氏が「水道関係資料集一八六二―一八九七」(横浜開港資料館、一九八七年)の中に邦訳を収録されている。

(43) 例えば、鹿野政直編「コレラ騒動 病者と医療」(朝日新聞社、一九八八年)九―二百六十頁、大日方純夫「警察の社会史」(岩波書店、一九九三年)七十七―七十八頁、小野芳朗「清濁」の近代「衛生消化」から「抗菌グッズ」へ(講談社、一九九七年)六十―六十四頁・八十三―八十五頁、笠原英彦「日本の医療行政 その歴史と課題」(慶応大学出版会、二〇〇〇年)三十二頁・三十九頁など。

(44) 十二年八月四日、神奈川県達丙第二百七十八号。なお当時の避病院の立地・治療状況などについては、内海孝編「横浜疫病史 万治病院の百年」(横浜市衛生局、一九八八年)を参照のこと。

(45) 「横毎」八月六日。

(46) 前掲尾崎「一八七九年コレラと地方衛生政策の転換」では「仮規則」第十一条の検討として「医師を求め消毒薬を購入し患者を治療するのは原則として患者家族の自助努力なり任意に委ねられていた」としているが、この場合法令で規定されたために自宅治療が初めて認められたとは考えにくい。コレラ患者を全て避病院に強制入院させるということが事実上不可能であったという実態が「仮規則」に反映されたとみるのが自然であると思う。伝染病予防法規に規定された避病院送致の対象者の変遷をみると、「虎列刺病予防法心得」では

「港口ニ於テ離島或ハ人家隔絶ノ地ヲ選ヒ臨時避病院ヲ設ケ入港船舶ノ『虎列刺』患者ヲ入ルルニ供シ或ハ便宜ニ從ヒ該地方ニテ此病ニ罹リタルモノモ入院セシムルコトアルヘシ」(第三条)と原則避病院送致を命じているのが、「仮規則」第十一条を経て「伝染病予防規則」で「医師并ニ衛生委員ニ於テ伝染病者ノ看護行届カス若クハ病毒ノ伝播ヲ防キ難シト認ムル者ハ避病院ニ入ラシムヘシ」(第七条)、「伝染病予防法」で「伝染病予防上必要ト認ムルトキハ当該吏員ハ伝染病患者ヲ伝染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシムヘシ」(第七条)と次第に貧困・孤独などに拘わらず医師・警察官・衛生委員の判断で送致が強制的になってゆく。「仮規則」では強制度が一時「ゆるんだ」とみることが可能である。

(47) 例えば八月二十日など。「横毎」は避病院への入院を拒み死亡した者を「自業自得」とするなど基本的には県の避病院隔離を推奨する方針に賛同していた。

(48) 「横毎」八月二十一日。
 (49) 栗原清一「横浜医師会史」(横浜医師会、一九四一年)四十六頁。

(50) 明治十一年十二月七日、丙第三百九十五号。

(51) 「横毎」七月十日。

(52) 「横毎」七月二十三日。

(53) 「横毎」八月一日。

(54) 「横毎」八月三日。

(55) 八月五日・七日の「横毎」には施業に出資した人名及び金額が列挙されている。最も高額の三百円を提供したのは原善三郎・茂木惣兵衛の二名であった。出資額を合計すると約四千円ほどにのぼった。

(56) 「横毎」八月三日。

(57) 「横毎」八月九日。

(58) 「横毎」七月五日。

(59) 「横浜市史稿 政治編三」百四十二頁によれば、大区小区制下において各大区の区長会議を「区会」と称していた。

(60) 「神奈川県地方衛生会日誌」及び「神奈川県地方衛生会筆記」(東京大学明治新聞雑誌文庫蔵、「西多摩郡役所」との付箋あり)により十三年十月から十六年五月までの活動を把握することが可能である。なお筆者は十五年のコレラ流行と地方衛生会の関係を中心に検討した論考を現在用意している。

「京浜歴科研年報」バックナンバー

「京浜歴科研年報」第一一号

(一九九七年一月二六日発行)

〈特集 近代日本の町村事務〉

「吏員」の更迭・任免について

大正期の「選挙事務」

「衛生」について

「勸業」について

「兵事事務」と兵事法令

「財産」について

「統計制度」の成立について

「寺社」について

〈論 文〉

幕末政治と福沢諭吉

植山 淳

大湖賢一

内田修道

松田隆行

阪本宏児

伊東富昭

香川雄一

青山永久

奥田晴樹